

市民センター非自家用電気工作物P C B含有機器調査業務委託 仕様書

1 業務目的

低濃度P C B処分期限については、P C B特措法において令和9年3月31日までと定められている。そのため、市民センター内の非自家用電気工作物について、P C B含有機器の調査を行い、施設利用者の安全を確保することを目的とする。

2 業務内容

「低濃度P C Bに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（令和4年3月環境省、経済産業省）」等を遵守し、市民センター敷地内でP C B含有の可能性のある非自家用電気工作物を調査すること。

3 業務名 市民センター非自家用電気工作物P C B含有機器調査業務

4 実施場所 小松市民センター（大津市北小松） ほか29施設

5 委託期間 契約締結日から令和7年9月30日まで

6 支払方法 業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い

7 対象建屋等

(1)対象建屋

調査対象施設は別添一覧表のとおり（平成17年以前に建設された市民センター）

(2)対象機器等

市民センター施設内の非自家用電気工作物（電源装置、分電盤、動力盤等に設置されたコンデンサー類や各工作機械等に使用されているモーター起動用の低圧コンデンサー等）

なお、エレベーター等の機械を停止しなければ調査できない場合、梱包等で調査時にP C B調査対象物として認識できない場合、施設外に保管されている場合については、対象外とする。

8 業務内容

(1)現地調査

市民センター敷地内のP C B含有の可能性のある機器を調査し委託者に報告する。なお、P C B含有の可能性のある機器を発見した場合は、速やかに報告すること。

(2)倉庫、危険物置場等に残置された対象物有無を確認すること。

(3)報告書の作成

対象機器及び銘板等を撮影し、設置箇所、製造業者名、型式（製造番号）、製造年、区分（高濃度、低濃度含有疑義品、非PCB）の一覧表を作成しPCB含有の有無の証明書等の根拠資料と対象機器の設置箇所を示した図面を添付すること。なお、損傷や汚れで銘板等が読み取れない場合は、その旨を記載すると共に、可能なかぎりPCB含有の有無を調査し報告すること。

9 業務遂行の注意事項

PCB汚染物は、健康被害を引き起こす化合物であり、「PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱（厚生労働省）」や各種法令等を遵守し適正に行うこと。

10 提出書類

- (1) 業務着手届 1部（契約締結日から7日以内に提出）
- (2) 業務責任者届 1部（契約締結日から7日以内に提出）
- (3) 業務計画書 1部（契約締結日から14日以内に提出）
- (4) 業務報告書（電子データを含む）1部（令和7年9月30日までに提出）
- (5) 業務完了届 1部（業務完了後直ちに提出）

11 履行条件（共通事項）

- (1)本業務履行に際しては関係法令等を遵守し、安全かつ適正に実施すること。
- (2)調査を行う際に「特別管理産業廃棄物管理責任者」及び「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者」の資格を有する者を業務責任者として定め、事前に名簿及び資格証を提出すること。
- (3)本業務は全て受注者が責任を持って行うこととし、一括下請けしないこと。
- (4)作業員が作業に従事するときは、腕章、制服等を着用させ作業員であることを明確にすること。
- (5)本仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は監督職員と協議を行うこと。

【連絡先】

〒520-8575 大津市役所別館 2階
大津市自治協働課
電話番号 077-528-2915